

甲種防火管理再講習制度について

近年における防火対象物の使用や管理形態の複雑化、また、防災設備等の高度化への順応や消防法令の改正など、防火管理者には、防火管理業務を適切に行っていくうえでの知識、技能の更新が常に要求されます。そこで、平成15年6月に法が改正され、高度な防火管理を必要とする比較的大規模な防火対象物の防火管理者に対して、一定期間ごとに再講習を義務付けることが定められ、平成18年4月1日から制度化されました。

再講習の受講が必要な防火管理者とは？

収容人員が300人以上の特定防火対象物で、甲種防火管理者の選任が必要な事業所の防火管理者の方です。

★収容人員とは、建物全体の合計をいいます。

また、特定防火対象物とは、劇場・飲食店・百貨店・ホテル・物品販売店等の不特定多数の方が出入する用途のある建物



★甲種防火管理者の選任が必要な事業所とは

事業所部分の用途	特定用途		非特定用途
	自力避難が困難	左記以外	
事業所部分の収容人員	10人以上	30人以上	50人以上

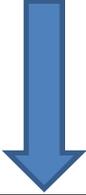
※自力避難が困難とは、社会福祉施設などで、著しく自力で避難することが困難な方が入所している所（政令別表第1 6項ロ）

例 複合用途ビル!



選任状況は？
現在、受講義務のある対象物の防火管理者に選任されていますか？

はい



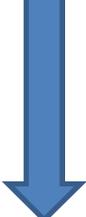
いいえ



再講習の義務なし

建物の用途は？
特定用途防火対象物

はい



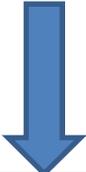
いいえ



再講習の義務なし

建物全体の収容人員は？
300人以上

はい



いいえ



再講習の義務なし

甲種防火管理新規講習又は甲種防火管理再講習の修了の日から防火管理者に選任されるまでの期間は？

4年より長い



4年以内



受講義務の期限
選任された日から1年以内

受講義務の期限
最後に甲種防火管理新規講習又は甲種防火管理再講習を修了した日以降の最初の4月1日から5年以内

その後は、直近の再講習を修了した日以降の最初の4月1日から5年以内ごとに再講習を受講します。